

議案第84号 交野市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例の一部を改正する条例について

議案書25P~26P

1. 条例改正の目的

市内の農地面積について、平成28年度と令和6年度と比較して、266haから192haに減少している等の状況を踏まえ農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期満了（令和7年9月15日）の時期に合わせ農地利用最適化推進委員の定数の見直しを行うもの。

○農地利用最適化推進委員の定数について

農地面積が減少している等から、農業委員会等に関する法律第18条第2項及び農業委員会等に関する法律施行令第8条に規定する基準をもとに定数を3人から2人とする。

2. 条例改正の内容

第3条に規定する農地利用最適化推進委員の定数を「3人」から「2人」に改める。
※（算出方法）農地面積192ha÷100=1.92人≒2人

3. 施行日

令和7年9月16日

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和6年12月定例会

	<p>議案の 件 名</p>	<p>議案第84号 交野市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の 定数条例の一部を改正する条例について</p>	<p>政策等 の区分</p>	<p>計画 ・ 事業 ・ 条例 その他 ()</p>	
〈政策等の概要〉	〈他の自治体の類似する政策等との比較〉				
農業委員会等に関する法律第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、交野市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるもの。	北河内において、農地利用最適化推進委員を置いている市町村は本市以外では、枚方市のみである。				
	〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）				
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他
456					456
〈政策等を必要とする背景〉	〈将来にわたる効果及びコストの状況〉				
市内の農地面積が平成28年度は266haから令和6年度は192haに減少している等の状況を踏まえ農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期満了（令和7年9月15日）の時期に合わせ農地利用最適化推進委員の定数の見直しを行うもの。	現行、3人の農地利用最適化推進委員を対象として684千円を年間支出しているが、定数上限が2人に削減されることから、228千円の削減となる。				
〈提案に至るまでの経緯〉	〈総合計画等の整合〉				
令和6年7月 定例農業委員会総会において、委員の任期の確認 令和6年8月 定例農業委員会総会において、各地区における委員数の確認 令和6年9月 定例農業委員会総会において、農業委員会等に関する法律及び施行令に基づき、農地利用最適化推進委員の定数変更が必要である旨を説明	まちづくりの目標	目 標	4	みんながつどい交流し、活力が生まれるまち	
	政策分野または経営方針	分野・方針	18	都市農業	
	施策	施 策	1. 農地の保全・活用と農業振興		
	○その他の計画（該当する場合のみ）				
	計画名称				
	策定年度				
	計画期間				
〈市民参加の状況〉	有 ・ 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）				
	〈政策等の実施時期〉		令和7年9月16日		
	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）		
	総務部	地域振興課	有 ・ 無（新旧対照表等）		

交野市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例（平成28年条例第8号）新旧対照表

新	旧
<p>(農地利用最適化推進委員の定数)</p> <p>第3条 交野市農地利用最適化推進委員の定数は、<u>2人</u>とする。</p>	<p>(農地利用最適化推進委員の定数)</p> <p>第3条 交野市農地利用最適化推進委員の定数は、<u>3人</u>とする。</p>